告示

○経済産業省告示第百三十九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を次のように定めたので、同法第三条第六項の規定に基づき、告示する。

経済産業大臣　枝野　幸男

平成二十四年六月十八日

平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容（当該接続に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに次の表の第三号から第十五号に掲げるものにあっては、当該申込みを撤回した場合にその相手方である電気事業者が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。）を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い方の行為が行われた場合における当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第二条各号に定める設備の区分等をいう。）に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に設置され、当該太陽光発電設備の発電した電気を供給する自家発電設備等とともに電気を供給する自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十四円	十年間
三	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（四十二・〇〇円）	二十年間
四	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（五十七・七五円）	二十年間
五	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十三・一〇円）	二十年間
六	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十五・七〇円）	二十年間
七	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上一千キロワット未満のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十・四五円）	二十年間
八	水力発電設備であって、その出力が一千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十五・二〇円）	二十年間
九	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（四十二・〇〇円）	十五年間
十	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十七・三〇円）	十五年間
十一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（四十・九五円）	二十年間
十二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（三十三・六〇円）	二十年間
十三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（二十五・二〇円）	二十年間
十四	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（十三・六五円）	二十年間
十五	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十一号から第十四号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（十七・八五円）	二十年間

備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づく電気の供給が開始された日を起算日とする。

三　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。